

(表)

様式第1号(第4条関係)

本人通知登録(新規・更新)申請書

年 月 日

久山町長 様

申請者 住 所
(代理申請のときは代理人)

氏 名

久山町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請者	1. 本人	2. 代理人
-----	-------	--------

登録者	ふりがな		生 年	年 月 日	
	氏 名		月 日		
	住 所				
	本 籍		筆頭者		
	電話番号	()	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他		

代理人	代理人区分	1. 未成年者の法定代理人	2. 成年被後見人の法定代理人	3. 任意代理人	
	ふりがな		生 年	年 月 日	
	氏 名		月 日		
	住 所				
	電話番号	()	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他		

通知対象住所	<input type="checkbox"/> 現在、住民登録をしている住所(久山町に限る)			
	<input type="checkbox"/> その他の住所(町外に転出する前に住民登録していた住所等) [福岡県糟屋郡久山町大字]			
通知対象戸籍	本	<input type="checkbox"/> 現在の戸籍 久山町大字	筆頭者	
	籍	<input type="checkbox"/> その他の戸籍 久山町大字		

注1 太枠内各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ点を付けてください。

注2 申請者の区分に応じ、次の書類を提出又は提示してください。

- (1) 申請者本人のときは、申請者が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)
- (2) 法定代理人のときは、その資格を証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等及び法定代理人の本人確認書類)
- (3) 任意代理人のときは、その旨を証明する書類(委任者の自署による委任状及び代理人の本人確認書類)

注3 裏面に記載してある注意事項をよくお読みください。

町記載欄(以下は記入しないでください)

受 付	入 力	本 人	法定代理人	代理人	その他
	<input type="checkbox"/> 住基 <input type="checkbox"/> 戸籍 通知(/)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 番号カード <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 番号カード <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 番号カード <input type="checkbox"/> その他	

1 この申請書により申込みをし、事前登録をされた方には、住民票の写し等（※1）を第三者（※2）に交付した場合に、その旨を通知します。

※1 住民票の写し等とは、住民票の写し（消除及び改製されたものを含む。）、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）及び戸籍記載事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む。）をいいます。

※2 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の人（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。また、本人等とは、住民票関係の場合は本人又は同一の世帯に属する人、戸籍関係の場合は本人又は本人と同じ戸籍に記載されている人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。

2 登録された人に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、住民票の写し等交付通知書（第三者に交付した年月日、その種別及び部数を記載したもの）を送付します。

3 通知書は登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、登録された人と同一の住民票、戸籍等に記載されている人であっても登録されていなければ通知の対象となりません。

4 転出又は転居等により、氏名、住所、連絡先などに変更が生じた場合は届出が必要です。

5 この申込みによる登録は、登録した日の翌日から3年を経過した日まで有効です。

6 登録された人が死亡したときや居所不明により住民票が削除されたとき、国外に転出されたときその他町長が特に必要と認めたときは、職権により登録を廃止します。

7 この登録は届出により中止することができます。

【注意】

- ・この制度は、第三者からの請求を拒否したり、証明書の交付の可否について登録者に確認する制度ではありません。
- ・住民票の写し等は、第三者であっても法律上の要件を満たしている場合は取得することができます。